

日曜日限定！ HPV ワクチン集団接種のご案内



子宮頸がん予防のための HPV ワクチンの集団キャッチアップ接種を行います。令和 6 年度は、キャッチアップ接種の最終年度です。これまで接種の機会を逃していた方は、公費（無料）で接種できる機会となりますので、是非ご活用ください。

- 1 対象者 ・接種日現在、熊本市に住民登録がある方
・平成 9 年 4 月 2 日～平成 20 年 4 月 1 日生まれの（17～27 歳）女性
・過去に子宮頸がん予防ワクチンの接種を 3 回完了していない方
- 2 日程 第 1 回：~~2024 年 11 月 17 日（日）午前 10 時から 11 時まで~~
第 2 回：2024 年 12 月 22 日（日）午前 10 時から 11 時まで
第 3 回：2025 年 3 月 23 日（日）午前 10 時から 11 時まで
- 3 定員 各日 50 名
- 4 場所 熊本市医師会館 1 階（熊本市中央区本荘 3-3-3）
車でお越しの場合は、当会館の駐車場をご利用いただけます。
満車の際は近隣のコインパーキング（有料）をご利用ください。
- 5 予約方法 熊本市医師会事務局（096-362-1221）へお電話ください。
受付時間/平日 午前 9 時～午後 5 時

予約締切

- ~~第 1 回(11/17)：11 月 8 日（金）まで~~
第 2 回(12/22)：12 月 6 日（金）まで
第 3 回(3/23)：3 月 7 日（金）まで

※予約時に予防接種・乳幼児健診番号（9 桁）、接種歴をお伺いしますので、
お手元に親子（母子）健康手帳をご準備ください。

※9 桁の番号・接種歴が不明な方は、熊本市感染症予防課（096-364-3189）
へご確認ください。

※各日程について、定員になり次第締め切ります。

※キャンセルする場合は、お早めにご連絡ください。

- 6 ワクチン 9 価ワクチン（シルガード 9）
- 7 接種費用 無料

【必要書類】・健康保険証または健康保険証として使用できるマイナンバーカード
・親子（母子）健康手帳または接種歴証明書（接種歴が不明の方は接種できません）

18 歳未満の方については、原則として保護者同伴をお願いしています。

やむを得ず保護者が同伴できないときは、熊本市のホームページや厚生労働省作成のリーフレットにて、ワクチンの効果やリスク・接種後の注意などを十分ご理解いただいた上で、保護者が署名をした「接種同意書」お持ちください。

保護者の方へ： 必ずお読みください**ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）の予防接種を受けるに当たっての説明書****※【予防接種の対象となっている 13 歳以上の年齢のお子様をお持ちの保護者の方へ】**

お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていますが、13 歳以上の方へのヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、保護者がこの説明書の記載事項を読み、理解し、納得してお子様に予防接種を受けさせることを希望する場合に、この説明書と予診票に自ら署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました。

（当日はこの用紙を必ず持参させてください。）

この説明書及び予診票に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてください。

1 ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)の症状について

ヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100 以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微少なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の 50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染する HPV のうち少なくとも 15 種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型 HPV」と呼ばれています。高リスク型 HPV の中でも 16 型、18 型とよばれる 2 種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約 70% に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも 90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

2 予防接種の効果と副反応について

ワクチンの中には、いくつかの種類ヒトパピローマウイルス(HPV)のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPV にかかることを防ぐことができます。ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

3 ヒトパピローマウイルスワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱や、局所反応(疼痛、発赤、腫脹)です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後 30 分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)等が報告されています。

4 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課へご相談ください。

5 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱(通常 37.5℃以上をいいます)がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在妊娠している方の場合は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

保護者が同伴しない場合

注:保護者が同伴する場合は、この説明書の提出は不要です。

これまで記載されている内容をよく読み、十分理解し、納得された上でお子様に接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、下記の保護者自署欄に署名してください。(この説明書と予診票に保護者署名がなければ予防接種は受けられません)

接種を希望しない場合には、自署欄に記載する必要はありません。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子どもに接種させることに同意します。

なお、本説明書は、保護者の方に予防接種に対する理解を深める目的のために作成されたことを理解の上、本様式が市町村に提出されることに同意します。

保護者自署

住所

接種する時間帯に連絡できる連絡先

緊急の連絡先

(自宅・職場)

予防接種を受ける人の氏名

※ 本説明書は、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を13歳以上の方が受ける場合で、保護者が同伴しない場合に必要となるものです。

お子様が1人で予防接種を受ける場合は必ずこの説明書と予診票を提出させるようにしてください。

この説明書と予診票に保護者の署名がないと予防接種は受けられません。